

令和2年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和2年8月4日 午後4時30分～
開催場所 宮崎合同庁舎2階
共用大会議室

会 次 第

- 1 令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 2 全国の結審状況について
- 3 金額提示
- 4 金額審議

令和 2 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 2 回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮 崎 労 働 局

令和2年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	最低賃金に関する基礎調査結果	1
2	雇用失業情勢 令和2年6月分（宮崎労働局職業安定課）	13
3	全国の結審状況	33

令和2年度

最低賃金に関する基礎調査結果

(地域別最低賃金)

宮崎労働局

目 次

	ページ
1 最低賃金に関する基礎調査の概要	3
2 未満率・影響率についての説明	4
3 地域別最低賃金にかかる影響率一覧表	5
4 賃金特性値の推移	6
5 就業形態別賃金特性値の比較	8
6 分布特性値等についての説明	10
7 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金適用労働者）	11

最低賃金に関する基礎調査の概要

- 1 趣旨
宮崎県の最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。
- 2 調査産業
日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療、福祉」及び『サービス業』。
なお、サービス業の内訳は、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業である。
- 3 調査事業所
2に掲げる産業に属し、製造業は100人未満、卸売業、小売業（各種商品小売業は100人未満）、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びサービス業は30人未満の常用労働者数を雇用する民間事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所。

487 事業所
- 4 調査労働者
3の事業所に雇用される労働者（全産業）

4,561 人
- 5 調査対象事項及び調査対象期日
令和2年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。
- 6 調査実施期間
令和2年5月25日から7月20日まで
- 7 調査票の審査及び集計作業は、宮崎労働局にて行った。